

2024年9月



# 葵総合経営センターだより

## 特集

どうする？生前贈与。

発行人 葵総合経営センター  
代表 杉浦 康晴

〒460-0012  
名古屋市中区千代田三丁目14番22号  
TEL<052>331-1740(代表) FAX<052>339-1816  
E-Mail aoi@aoi-cms.com  
URL <http://www.aoi-cms.com/>



「八戸三社大祭」

### 目次

- |   |                |   |          |
|---|----------------|---|----------|
| 2 | パリオリンピック       | 6 | 最低賃金について |
| 3 | 革新の鍵は思考の枠組みにあり | 7 | 調停制度     |
| 4 | どうする？生前贈与。     | 8 | ご案内      |

No.607

# パリオリンピック

センター代表 杉浦 康晴

今年も相変わらず非常に暑い夏となっています。この原稿を書いている現在（8月1日）はパリオリンピックの真ただ中です。コロナ禍で開催された東京オリンピックから3年が経ち、今年7月26日にパリオリンピックが華々しく開幕しました。世界中のアスリートが一堂に会し、自己の限界に挑戦する姿は感動と勇気をもらいます。今年のパリ大会では、特に新競技の追加や環境への配慮が注目されています。新たに追加された競技には、ブレイキン（ブレイクダンス）、サーフィン、スケートボードなどが含まれ、若者の人気を集めるスポーツが正式種目として認められたことが話題になっています。

オリンピックはスポーツだけでなく、環境問題や社会的課題にも取り組む機会となっています。パリ大会では、持続可能な運営を目指し、再生可能エネルギーの利用や廃棄物の削減が進められました。選手村の建設にはエコフレンドリーな素材が使用され、食料の提供にも地域の食材を使用することで、二酸化炭素排出量の削減が図られています。また、大会後には施設が地域社会に貢献する形で利用されることが予定されています。

一方で、世界はさまざまな時事問題に直面しています。最近では、気候変動が深刻な問題となっており、各国が対策を講じています。特に、猛暑による健康被害や農作物への影響が顕著であり、気候変動への対応が急務とされています。パリオリンピックも猛暑の

影響を受けており、一部の競技は夜間に実施されるなど、選手の安全を確保するための措置が取られています。また、国際政治の緊張も増しており、オリンピックに参加する各国の外交関係にも波及する可能性があります。それでも、オリンピックは国際交流の場としての役割を果たし、スポーツを通じての平和と理解の促進が期待されています。

また、パリオリンピックでも、厳格な感染対策が講じられており、選手や観客の安全が最優先されていました。このように、2024年のパリオリンピックは多くの課題と希望を抱えた中で開催されました。スポーツを通じての国際交流や平和の促進は、オリンピックの大きな目的の一つです。選手たちの競技を通じて、私たちは困難な時代においても希望と勇気を見出すことができるでしょう。

2年後の2026年には、アジア競技大会が、名古屋市および愛知県で開催される予定です。この大会はアジア地域で最も大規模なスポーツイベントの一つで、約40カ国・地域からアスリートが集まり、競技が行われます。スポーツを通じた国際交流の場であると同時に、名古屋市と愛知県がその魅力を世界に発信する絶好の機会でもあります。大会の成功に向けて、地域一丸となって準備が進められており、今後の動向が注目されます。

# 革新の鍵は思考の枠組みにあり

## － スキーマと問題意識 －

葵経営コンサルタンツ 中島 和人

過去に本稿では、人材不足への対応策としてANAのCAをオンラインコンシェルジュとして採用した診療所の事例、事務スタッフを雇用せず、患者対応の受付から会計まですべてを看護師がマンツーマンで行う診療所の事例、初診患者に健康プロモーターが1時間かけてカウンセリングを行う歯科診療所の事例等、革新的なサービスを開発、実践し結果を出している医療機関を紹介してきました。ここで疑問が生じます。なぜこれらの診療所のトップは、このような革新的なサービスを発想することができたのかです。

少し古い事例で恐縮ですが、マイクロソフトの復活劇はご承知のことと思います。Windowsで一世を風靡したマイクロソフトですが、大きく時代が変化する中、従来のビジネスモデルを変えることができず苦戦していた折、新たなCEOとなったサティア・ナデラ氏は、前任者のスティーブ・バルマー氏が進めていたノキア端末にWindowsOSを搭載させ普及させる戦略を変更し、あらゆるサービスのモバイル化とクラウド化を推し進め、またライセンス契約からサブスクモデルへの移行へとビジネス・モデルを大きく転換させた結果、時価総額で世界一を争うほどの見事な復活を果たしました。復活の理由のひとつには、ユーザーは、Windowsが欲しくてマイクロソフト製品を使うのではなく、「オフィス」というアプリケーションを使いたいが為にWindowsを使っていることに気付き、Windowsというプラットフォームに固執しなかったこととされています※<sup>1</sup>。

唐突ですが、**スキーマ**という概念があります。認知心理学の用語で、**人は各々が経験を通じて**

**構築された固有の思考の枠組みを持つ**という考えです。このスキーマによって、人は物事の一般化や抽象化が可能となり素早く情報を処理できるようになる反面、固定観念や思い込み、さらには偏見を生み出すことにもなり得るようです※<sup>2</sup>。

人は各々固有のスキーマを持つのであれば、マイクロソフトを巨大企業に成長させたバルマー氏には、Windowsを捨てるという戦略は思いもつかない発想だったのではないのでしょうか。多くの診療所の経営者は、受付は生身の人間が行うべきもの、看護師は受付をしないもの、患者情報は生産性の観点から迅速に得るべきものとの一般論によるスキーマが形成されているのでしょうか。

疑問に戻ります。ではなぜ、ナデラ氏は、また事例のトップ達は特異な発想を生み出すスキーマを持ち得たのでしょうか。以下は私見です。トップ達は現状に対する強い問題意識、それは怒りとも言うべき強い思い(感情)を持っており、それが特異なスキーマを形成させた。つまり一般的な従来の患者サービスに対する怒り(=問題意識)や、現状のビジネスモデルに対する怒り(〃)が、他の経営者とは異なるスキーマを形成させたとは考えられないのでしょうか。創造や改革には強い感情のエネルギーを必要とする故、だからです。

ならば経営者が感情として持つ、自身の中にある漠然とした問題意識を明確に認識(表出)させ、それを論理的に整理し、粘り強く施策として形作っていくことは、革新的な価値の高いサービスを生み出す有効な方法論かもしれません。

参考 ※<sup>1</sup>ダイヤモンド・オンライン <https://diamond.jp/articles/-/172539> ※<sup>2</sup>「何回説明しても伝わらない」はなぜ起こるのか？ 今井 むつみ 2024.05 日経BP

# どうする？生前贈与。

葵総合税理士法人 横尾 泰幸

令和5年度の税制改正により、相続税法および租税特別措置法の一部が改正されました。この改正は、生前贈与を実行する上で今後大きな影響を与えることになりそうです。

相続対策の一環として、昨年までは暦年課税により基礎控除である110万円以下の贈与を実行する方も多かったのではないのでしょうか。

しかし、令和6年1月1日以後に贈与により取得する財産について、生前贈与の加算期間が7年間（本改正前は3年間）に延長されたことにより、暦年課税による相続税の節税効果が見込めなくなったのではないかと、という声をよく耳にします。

一方で、相続時精算課税については、本改正により110万円の控除（基礎控除）が可能になったことに加え、基礎控除額以下の贈与であれば贈与税の申告および、贈与者の死亡時に相続財産に加算する必要もなくなりました。これにより、相続時精算課税の方が暦年課税に比べ使い勝手が良くなったのではないかと、考える方も多いようです。

そこで本号では、3つのケースにおいて暦年課税と相続時精算課税を比較し、今後生前贈与を実行する上で贈与税および相続税にどのような影響があるかについて検証します。

## 【今回の検証における前提条件】

- ・贈与者（贈与をする人）は死亡時に相続税が掛かることが確実であったため、死亡するまでの10年間に相続人に生前贈与を実行する
- ・贈与税は特例贈与税率が適用される（直系尊属から18歳以上の子や孫への贈与）
- ・相続時精算課税の全期間、暦年課税では相続財産に加算される7年間に発生した贈与税は相続税から控除されるため、今回の検証においての影響はないものとする
- ・毎年贈与契約を結び、その契約に基づき毎年贈与を実行する（定期贈与ではない）
- ・相続税は、亡くなった時点において所有していた金銭に見積もることができる全ての財産が課税対象となるため、相続税の節税額については今回の検証では対象外とする

## 【Case 1 : 10年間毎年110万円の贈与を実行した場合】

	暦年課税	相続時精算課税
贈与税	0円 基礎控除額以下のため 非課税	0円 基礎控除額以下のため 非課税
相続財産に 加算される金額	670万円 110万円×7年－100万円 (※)	0円 基礎控除額以下のため 加算金額なし

(※)本改正で延長された加算期間の4年間に受けた贈与のうち総額100万円までは相続財産に加算しない

∴ 相続時精算課税の方が相続財産に加算される金額がないため有利

## 【Case 2 : 10年間毎年300万円の贈与を実行した場合】

	暦年課税	相続時精算課税
贈与税	57万円 (300万円－110万円) × 10% × 3年間	0円 10年間の贈与額が2500万円 以下のため非課税
相続財産に 加算される金額	2,000万円 (300万円 × 7年間)－100万円	1,900万円 (300万円－110万円) × 10年間

∴ 贈与税が非課税かつ相続財産に加算される金額が少額のため相続時精算課税が有利

## 【Case 3 : 10年間毎年1,000万円の贈与を実行した場合】

	暦年課税	相続時精算課税
贈与税	531万円 {(1000万円－110万円) × 30% －90万円} × 3年間	0円 贈与額合計が2500万円超のため 贈与税発生→相続税と相殺
相続財産に 加算される金額	6,900万円 1000万円 × 7年間－100万円	8,900万円 (1000万円－110万円) × 10年間

Case3では相続財産に加算される金額で2000万円の差がある。

→ 2000万円に対して相続税がどれだけ掛かるかの試算により有利不利を判定

∴ 仮に、2,000万円に対する相続税 > 531万円の場合、暦年課税が有利

以上により、Case1、2では暦年課税よりも相続時精算課税の方が有利だと言えます。

つまり一般的によく行われる基礎控除110万円以下の贈与を実行する場合は、贈与税が課税されず、かつ、相続財産に加算されない相続時精算課税を利用した方が当然有利になります。

ただし、相続時精算課税を利用する上では、以下の2点に注意しなければいけません。

1. 相続時精算課税を一度選択すると、同じ贈与者からの贈与は暦年課税に戻すことができない。
2. 相続時精算課税を選択した初年度は110万円以下の贈与の場合であっても「相続時精算課税選択届出書」の提出が必要である（贈与税の申告は不要）。

今回は「10年間毎年定額」という条件下での贈与の検証を行ったところ、前述のような結果となりました。しかしCase3のように贈与する金額が多い場合、期間の長短、不動産など他の財産も合わせて贈与する場合など条件が変われば違う結果になることもあります。

また、相続税を減らすことだけを目的として生前贈与を実行したことにより、贈与を受けなかった相続人との間でトラブル（いわゆる争族または争続）に発展することもあります。

ゆえに、相続対策の一環として生前贈与を実行する際には、相続税がどのくらい掛かるのか、どの財産を誰に承継させるのか、などシミュレーションをした上で、ご家族間で十分に話し合い、計画的に進めていくことをお勧めします。

参考：週刊税務通信No.3785 令和5年度税制改正後の相続時精算課税と暦年課税の有利不利及びその留意点

# 最低賃金について ~令和6年10月改定~

葵労務管理事務所 近藤 美千栄

## ○令和6年度地域別最低賃金額改定の目安について

令和6年7月に開催された第69回中央最低賃金審議会で、今年度の地域別最低賃金額改定の目安について答申が取りまとめられました。各都道府県の引上げ額については、都道府県の経済実態に応じ、ABCの3ランクに分けて引上げ額の目安を提示していますが、今回はAランク、Bランク、Cランク共に50円と提示され、目安どおりに引上げが行われた場合の愛知県の最低賃金額は1,077円となります。

昨年、最低賃金以上かどうかを確認する方法として時間給制の場合、日給制の場合、月給制の場合等、それぞれの方法を比較しご案内していますが、月給制の場合について再度ご説明いたします。

## ○月給制の場合の確認方法

### 月給÷1箇月平均所定労働時間≥最低賃金額（時間額）

このように、確認方法は難しくありませんが、時間給制とは違い一目では分からず、確認を怠る若しくは算入を誤る場合がありますのでご注意ください。

例えば、1箇月平均所定労働時間を仮に164時間とし、最低賃金が1,077円になった場合の月給金額は176,628円以上ないと最低賃金を下回ることとなります。

最低賃金の対象となる賃金は、毎月支払われる基本的な賃金です。臨時的に支払われる結婚手当などの手当、1箇月を超える期間ごとに支払われる賞与などの賃金、時間外や休日、深夜の割増賃金、精皆勤手当や通勤手当及び家族手当は最低賃金の対象とはなりませんのでご注意ください。

特に精皆勤手当の扱いについて、最低賃金の計算には含まれませんが残業手当を計算する割増賃金の基礎となる賃金には含まれます。給与計算の際には気を付けていただきたいです。

補足となりますが、毎年最低賃金が上がった後、数か月しますと労基署から調査についての書面が届くということを耳にします。実際に労基署の職員の方に尋ねてみたことがあるのですが、改定の後には確認のために（抽出方法は分かりませんが）何件かの事業所を調査するという事は実際にあるようです。毎年この時期に最低賃金の確認と合わせて就業規則や勤怠状況の確認、見直しを行われてもいいかもしれません。

参考資料：厚生労働省HPより

# 調停制度

弁護士 長谷川 留美子

NHKで放映中の朝の連続テレビ小説「虎に翼」が人気ようです。主人公のモデルは、日本初の女性弁護士、女性判事ということで、私としてはとても興味深く見ています。戦後の家庭裁判所の発足のくだりは、とても新鮮でした。また、ロケ地が名古屋市市政資料館や鶴舞公園などであることも興味を引きます。

ドラマの中で、調停のことが描かれていました。調停というのは、紛争を話し合いで解決する手続きで、貸金返還請求、不動産明渡請求、交通事故の損害賠償請求、その他いろいろな民事事件について行われる民事調停と、家庭に関する事件を扱う家事調停があります。いずれも、裁判所から任命された調停委員2名と裁判官1名で構成される調停委員会が各事件を担当します。裁判官は多数の事件を担当していますので、通常、調停は、2名の調停委員が、調停を申立てた申立人と、調停を申し立てられた相手方から代わる代わる話を聞いて、双方の話し合いを仲介し、妥協点を見つけていきます。裁判官が登場するのはまれです。また、ドラマでは、申立人と相手方が同席して調停が進められる場面が多かったと思いますが、争っている双方当事者を同席させるとそこでけんかが始まることもありますので、実務では同席させることの方が少ないです。

調停制度は、1922年に民事事件について始まったそうで、2022年に100周年

を迎えました。調停制度がこれだけ続いてきたのは、それだけのメリットがあったからだと思います。民事訴訟を起こすには、手続きが何かと難しいので弁護士の力を借りないといけないことが多いと思いますが、民事調停は、弁護士に依頼してもいいですが、弁護士に依頼しなくても、比較的簡単に自分で申立てをすることが可能です。費用も安く、簡易、迅速な解決が可能な面もあります。また、公開の法廷で行われる訴訟と違って、調停は非公開で行われますので、プライバシーが守られるという利点もあります。さらに、調停委員には様々な職業の方が任命されていますので、建築の事件なら建築士、不動産の事件なら不動産鑑定士、などなど、事件の種類にふさわしい調停委員に関与してもらうことができます。

調停で合意に到達できれば調停成立となり、その合意内容は調書に記載されます。調停調書は確定判決と同じ効力がありますので、例えば、金銭の支払いの約束をしたのに支払わないと、財産を差押えられます。ちなみに、「虎に翼」の主演女優は、以前「シッコウ!!～犬と私と執行官」というドラマの主演をしていましたが、まさしくそのドラマの「シッコウ」の一つが差押えです。

離婚や遺産分割などの家事事件でも調停は利用されますが、民事の紛争でも利用できることをお伝えしておきます。

## 9月の税務・労務

- 2日◇令和6年6月決算法人の確定申告、12月決算法人の中間申告、9月・12月・3月決算法人の消費税中間申告（400万円超）
- ◇令和6年6月決算法人の事業所税申告及び納付
- ◇個人事業者の消費税・地方消費税の中間申告及び納付
- ◇個人事業税第1期分の納付
- ◇個人住民税第1期分の納付
- ◇健康保険・厚生年金保険被保険者賞与等支払届

- 10日◇源泉所得税の納付
- ◇住民税特別徴収額の納付

- 30日◇令和6年7月決算法人の確定申告、1月決算法人の中間申告、10月・1月・4月決算法人の消費税中間申告（400万円超）
- ◇令和6年7月決算法人の事業所税申告及び納付



## 10月の税務・労務

- 10日◇源泉所得税の納付
- ◇住民税特別徴収額の納付

- 31日◇令和6年8月決算法人の確定申告、2月決算法人の中間申告、11月・2月・5月決算法人の消費税中間申告（400万円超）
- ◇令和6年8月決算法人の事業所税申告及び納付
- ◇個人住民税第3期分の納付
- ◇労働保険料第2期分の納付（労働保険料事務組合委託の場合・・・11月14日）



# ご案内

### ●康友会からのお知らせ

#### 【会員様対象無料法律相談日(予約制)】

令和6年 9月 17日 (火)  
 令和6年 10月 10日 (木)  
 令和6年 11月 13日 (水)  
 弁護士 長谷川 留美子

### ●センターからのお知らせ

#### 【無料よろず相談日(予約制)】

令和6年 9月 17日 (火)

### ◎休日のお知らせ

9 月							10 月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7			1	2	3	4	5
8	9	10	11	12	13	14	6	7	8	9	10	11	12
15	16	17	18	19	20	21	13	14	15	16	17	18	19
22	23	24	25	26	27	28	20	21	22	23	24	25	26
29	30						27	28	29	30	31		

各種お申し込み、お問い合わせは

葵総合経営センター TEL(052)331-1740 総務まで



### 編集 葵総合経営センター・康友会ニュース

#### 『広報委員会』

長谷川直明 秋山達也 横尾泰幸  
 山田真義 近藤美千栄 河村敦子

今年の夏はあまりにも暑くて、事務所近くにある鶴舞公園で鳴く蝉の声も、いささか勢いがないように感じられるほどでした。偶然にも昨年の9月号もこの欄の執筆を担当し、そのときの内容は新型コロナウイルス感染症が5類に移行した後の初めてのお盆休みを振り返るものでした。そういえばそうだったと思い返した次第ですが、今年の夏の暑さも来年の今頃には多少の感慨をもって振り返ることになるのでしょうか。

山田 真義